

第2編 大学 > 第3章 人事

麗澤大学個人情報取扱細則

平成17年10月14日制定
平成29年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この細則は、学校法人廣池学園個人情報保護に関する規則(以下「個人情報保護規則」という。)に基づき、麗澤大学(以下「本学」という。)が保有する個人情報の取扱いについて定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本学の個人情報の対象者(以下「情報主体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 教職員(常勤、非常勤にかかわらず、本学の業務に直接携わるすべての者。過去に携わった者を含む。)
- (2) 学生(本学学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生、研究生、特別研究生、特別聴講学生、本学主催の公開講座の受講生及び図書館の利用者。本学で教育を受けようとする者、受けていた者及び過去に受けようとした者を含む。)

(本学が保有する個人情報)

第3条 次の各号に定める個人情報は、全て本学が保有する個人情報であるものとする。

- (1) 学部、大学院研究科、別科、図書館及びセンターが保有する個人情報並びにこれらに所属する教員が保有する個人情報
- (2) 事務組織が保有する個人情報

(個人情報取扱い責任者)

第4条 個人情報保護規則第4条第1項第1号に定める本学の個人情報保護管理者である学長(以下「管理者」という。)は、本学が保有する個人情報を適切に保護するために、個人情報取扱い責任者(以下「責任者」という。)を置く。

- 2 責任者は、次のとおりとする。
 - (1) 学部長、大学院研究科長、別科長、図書館長及びセンター長
 - (2) 事務組織の部長
- 3 責任者は、管理者の命を受け、個人情報保護規則第6条に定める事項について所属員を指導監督する。

(利用及び提供の制限)

第5条 管理者は、個人情報保護規則第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有する個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 個人情報保護規則第8条第1項第5号の規定に基づき、本学に関連する団体である麗澤大学学友会、麗澤会、麗澤大学後援会及び麗澤大学経済学会(以下「関連団体」という。)から提供の要請があり、当該関連団体が情報主体の権利利益及びプライバシーを不当に侵害するおそれのないことが明白なとき。
- (2) 情報主体以外の者に提供することが明らかに情報主体の利益になるとき等、保有する個人情報を提供することについて相当の理由があるとき。
- 2 管理者は、保有する個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有する個人情報の提供を受ける関連団体に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
- 3 管理者は、保有する個人情報をその利用目的以外の目的のため利用する場合に、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、本学内部における利用を特定の部局若しくは担当者に限らなければならない。

(個人情報の委託基準)

第6条 本学が、個人情報保護規則第9条に基づき、個人情報の処理を伴う業務を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を契約書等に規定しなければならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持
- (2) 個人情報の管理方法
- (3) 再委託に関する事項
- (4) 事故時の責任分担
- (5) 契約終了時の個人情報の返却及び消去
- (6) 個人情報の漏えい又は盗用の禁止
- (7) 委託契約期間等の明記
- (8) 委託契約の範囲を超えた個人情報の加工、改ざん等の禁止又は制限
- (9) 委託契約の範囲を超えた個人情報の複写又は複製の禁止
- (10) 個人情報の漏えい等の事故が発生した場合の報告義務

(個人情報の開示請求と訂正等)

第7条 個人情報保護規則第10条に定める個人情報の開示及び個人情報の訂正は、責任者及び管理者の許可を得なければならない。

- 2 個人情報の開示請求は、個人情報保護規則第10条の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を管理者に提出しなければならない。
 - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る個人情報の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- 3 前項の場合において、開示請求者は、開示請求に係る個人情報の本人であること(本人に代わって開示請求する者は、開示請求に係る個人情報の本人の代理人であること)を示す書類(免許証、パスポート等)を提示又は提出しなければならない。
- 4 管理者は、開示請求書に不備があると認めるときは、開示請求者に対し、その補正を求めることができる。

(非開示原則)

第8条 個人情報保護規則第10条第4項以外に開示請求があったときは、情報主体からの開示請求があった場合にも、次の各号のいずれかに該当する場合は開示しないものとする。

- (1) 試験又は学費の徴収に係る事項に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 契約、交渉又は争訟に係る事項に関し、本学の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの
 - (3) 人事に係る事項に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - (4) その他管理者が開示しないことに関し相当の理由があると認めたもの
- 2 管理者は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 3 管理者は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる。

(不服の申し立て)

第9条 責任者は各部門に出された、個人情報の取扱いに関する不服の申し立てに対し、個人情報保護規則第11条の規定に基づき、速やかに手続きをしなければならない。

(事務の所管)

第10条 この細則に関する事務は、大学事務局教育研究支援グループが所管する。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、個人情報保護委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この細則は、平成17年10月14日から施行する。
- 2 この細則は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 3 この細則は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 4 この細則は、平成29年4月1日から改定施行する。